

# 愛国心教育と憲法

—合衆国最高裁判所の一九四〇年代の二つの判決を顧みて—

井 上 徹 也

## 目 次

- 一、はじめに
- 二、公立学校における国旗敬礼の強制に関する二つの合衆国最高裁判所判例  
—Gobitis 判決（一九四〇年）と Barnette 判決（一九四三年）—
- 三、国旗敬礼の強制と合衆国憲法第一修正
- 四、むすび

## 一、はじめに

わが国においては、一九八九年、小学校・中学校および高等学校の学習指導要領が改正されたが、そのなかで学校教育活動のなかにおける「国旗・国歌」の重視という方針がかつてないほど明確に打ち出された。<sup>(2)</sup>つまり、まず第一

に、特別活動における「国旗掲揚」ならびに「国歌斉唱」の実施の徹底が計られた。従来の学習指導要領では、儀式などを行う場合には、「国旗を掲揚し、国歌を斉唱させることが望ましい〔傍点は、筆者による。以下同じ。〕」、と規定されるにとどまっていたのが、「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする」<sup>(4)</sup>という、より強制的な表現に改められたのである。<sup>(5)</sup>第二に、社会科における「国旗・国歌学習」の強化が学習指導要領に盛り込まれた。これにより、小学校四年生の課程に国歌学習が取り入れられ、六年生の課程には国旗に加えて国歌が、中学校の公民分野で国旗・国歌が新たに取り入れられたのである。さらに、このうち、特別活動に関する規定は、新学習指導要領の実施年度<sup>(7)</sup>を待たず、一九九〇年度より実施に移されることが文部省告示によつて示されるとともに、一九八九年度についても、国旗・国歌の取り扱いについては新学習指導要領の趣旨を踏まえて行うようにとの通達が出された。<sup>(8)</sup>文部省がこのようにして、これまでになく積極的に、教育現場に「国旗」と「国歌」の重視と尊重という態度を浸透させようとしたことから、一九八九年の学習指導要領の改訂の中で、「国旗」と「国歌」の取り扱いがとりわけ世間の耳目を集めることになったのである。

さて、わが国では第二次世界大戦後、「国旗」と「国歌」をどのように取り扱うべきかという問題が、敗戦直後の数年間を除き、学校教育においてこれまでにも対立の元となってきた。すなわち、国旗・国歌の意義の学習や国旗掲揚・国歌斉唱の実施などを通して学校が愛国心の涵養に積極的に取り組むことを求める圧力が強まってきた一方で、そうした動きに対する根強い抵抗が続いてきた。<sup>(10)</sup>それは、ひとつには、文部省は「日の丸」と「君が代」をそれぞれ国旗であり国歌であると断定しているが、現在にいたるまで法制上はそれら（特に後者）が国旗・国歌として必ずし

も明確に位置付けられていなか<sup>(12)</sup>からである。そして、もうひとつ理由であり、より根本的な問題を提起しているのが、戦前・戦中のわが国の歩みによって「日の丸」と「君が代」が国粹主義および軍国主義と結び付いたものとして捉えられるようになり、今日に至つても多くの人々のなかにそのイメージが払拭されないまま根強く残っているとい<sup>(13)</sup>う事実である。

このような背景もあって、上に述べたような学習指導要領の改訂によつて初等・中等学校に対し「国旗」と「国歌」の重視を要求する文部省の方針に対しても、賛成・反対両方の立場から、公的・私的各種の団体によつて多くの意見が表明された<sup>(15)</sup>。また、教育現場においては、とりわけ入学式・卒業式などでの「日の丸」掲揚・「君が代」斉唱の強制に対する反発が見られ、入学式や卒業式で「日の丸」掲揚・「君が代」斉唱が実施されなかつたり、あるいは、教員によつて実施が妨害されるなどした結果、関係者が懲戒処分に付されるという事態も少なからず生じてきている<sup>(16)</sup>。さらには、こうした懲戒処分などの正当性・合法性、ひいては、「日の丸」掲揚・「君が代」斉唱強制の（思想・良心の自由の侵害の有無との関係での）合憲性を争うための訴訟も提起されてきたのである。

また、「日の丸」掲揚・「君が代」斉唱およびそれらについての学習の実施の徹底をめぐるトラブルについては、これまでのところ教員に関するものほどには顕現していないものの、児童・生徒による参加の拒否およびそれに対する懲戒処分あるいは何らかの不利益な扱いといったものも、今後文部省の指導・強制の度合いがますます強まってゆくことになれば、社会問題化することが考えられよう。<sup>(18)</sup>

ところで、ここで目を国外に向けてみると、周知のように、アメリカ合衆国においては早くから、公立学校における

る国旗敬礼の強制の合憲性が問題となり、すでに一九四〇年代にそれに関する連邦最高裁判所「以下、連邦最高裁、と略す。」の判断が示されている。しかも、興味深いことに、連邦最高裁は一九四〇年に国旗敬礼の強制は合憲であるという判断<sup>(19)</sup>を出しながら、わずか三年後に、立場を改めそれを違憲であるとする判決を下したのである。これら二つの判決（特に、一九四三年の判決）は、今までにも紹介され<sup>(21)</sup>、また、学校における「日の丸」掲揚や「君が代」斉唱をめぐる訴訟の当事者によってその趣旨が援用されている。<sup>(22)</sup>しかし、すでに見たように文部省が「国旗」と「国歌」を通じての愛国心教育をこれまでになく強力に推進しようとしている今日、そのような愛国心教育が憲法に照らしてどのような評価を受けるべきものであるかという問題を検討するために、今一度それらの判決の内容を整理し直し、われわれがそこからいかなる示唆を得ることができるかを探ってみるとことは決して無意味なことではないだろう。本稿は、このような関心から、右に言及した連邦最高裁の二つの判決の内容を概観し、両判決の論旨を対比して分析を試みるものである。

(1) 改正された学習指導要領全体の概要と特徴について、若井彌一「新学習指導要領——その概要と内容の特徴」季刊教育法八〇号（一九九〇年）三一頁以下参照。

(2) 「日の丸・君が代と新学習指導要領」（エイデル研究所、一九九〇年）一四一一〇頁参照。

(3) 「特別活動」とは、小学校の場合、学級活動・児童会活動・クラブ活動・学校行事（『小学校学習指導要領』（平成元年文部省告示第二四号）一一一一二頁）、中学校の場合、学級活動・生徒会活動・クラブ活動・学校行事（『中学校学習指導要領』（平成元年文部省告示第二五号）一二二一三頁）、高等学校の場合、ホームルーム活動・生徒会活動・クラブ活動・学校行事（『高等学校学習指導要領』（平成元年文部省告示第二六号）二一七一八頁）を内容とする。

(4) 『小学校学習指導要領』前掲 一二三頁、『中学校学習指導要領』前掲 一二四頁、『高等学校学習指導要領』前掲 二二九頁。

(5) 『日の丸・君が代と新学習指導要領』前掲 一八頁、表。

文部省が編集した指導書および解説書によると、本改正の目的は、「日本人としての自覚を養い、国を愛する心を育てるとともに、児童が将来、国際社会において尊敬され、信頼される日本人として成長していく」ために、「国旗及び国家に対して正しい認識をもたせ、それらを尊重する態度を育てる」ことにある（文部省編『小学校指導書 特別活動編』（東山書房、一九八九年）八四頁。同旨、文部省編『中学校指導書 特別活動編』（ぎょうせい、一九八九年）九九頁、文部省編『高等学校指導要領解説 特別活動編』（東洋館出版社、一九八九年）一〇一頁）。

なお、入学式と卒業式以外にいかなる場合に国旗掲揚と国歌斉唱を行うべきかという点については、「どのような行事に国旗の掲揚、国歌の斉唱指導を行うかについては各学校がその実施する行事の意義を踏まえて判断するのが適当である」という指針が文部省によって示されている（『小学校指導書 特別活動編』前掲 八四頁。同旨、『中学校指導書特別活動編』前掲 九九頁、『高等学校指導要領解説 特別活動編』前掲 一〇二頁。）

(6) 小学校四年生の国旗学習については、「国土の位置の指導に際して、「我が国や諸外国には国旗があることを理解させるとともに、それを尊重する態度を育てるよう配慮する必要がある」と定められている。（『小学校学習指導要領』前掲 三二一頁。）

小学校六年生の社会科では、正しい国際理解の必要性と世界平和への努力の重要性を学ばせる際に、「我が国の国旗と国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗と国歌も同様に尊重する態度を育てるよう配慮すること」が、求められている。（『小学校学習指導要領』前掲 三七頁。）なお、文部省が編集に当たった指導書の中では、ここで言う我が国の国旗と国歌の意義については、「我が国の国旗及び国歌は、長年の慣行により、「日の丸」が国旗であり、『君が代』が国歌であることが広く国民の認識として定着していること」を理解させる必要がある、と説かれている。また、同書ではそれに続いて、我が国の国歌の意義に関し、「憲法に定められた天皇の地位についての指導との関連を図りながら、

国歌『君が代』は、我が国が繁栄するようとの願いをこめた歌であることを理解させる」よう配慮して指導する必要があると説明されている。（文部省編『小学校指導書 社会編』（学校図書株式会社、一九八九年）八二一八三頁。）

中学校の公民的分野においては、国際社会と平和について学ばせる際に、「【国家間の相互の主権尊重と協力】との関連で、国旗及び国歌の意義並びにそれらを相互に尊重することが国際的な儀礼であることを理解させ、それらを尊重する態度を育てるよう配慮する」ことが要求されている。（『中学校学習指導要領』前掲 三五頁。）

(7) 新学習指導要領は、原則として、小学校が一九九二年四月一日（平成元年文部省告示第一四号）、中学校が一九九三年四月一日（平成元年文部省告示第二五号）から、高等学校が一九九四年四月一日から同日以降高等学校に入学した生徒にかかる教育課程について（平成元年文部省告示第一六号附則1）施行された。

(8) 小学校について、平成元年文部省告示第三三号、中学校について、平成元年文部省告示第三三号、高等学校について、平成元年文部省告示第一六七号。

(9) 『日の丸・君が代と新学習指導要領』前掲 一四一一五頁。

(10) 『日の丸・君が代と新学習指導要領』前掲 九八一一〇三頁。

(11) 晖峻康隆『日の丸・君が代の成り立ち』〔岩波ブックレット No. 187〕（岩波書店、一九九一年）四一一六頁。

(12) 「日の丸」と「君が代」の成り立ちについて、晖峻 前掲、『日の丸・君が代と新学習指導要領』前掲 八九一九二頁参考。

照。

なお、諸外国の国旗と国歌の成り立ち及び法制上の位置付けについて、教科書問題を考える市民の会 編著『世界の国旗

と国歌』〔岩波ブックレット No. 186〕（岩波書店、一九九一年）参照。

(13) 『日の丸・君が代と新学習指導要領』前掲 九二一九六頁。

(14) 晖峻 前掲 六頁。

(15) 『資料 新学習指導要領への意見・声明』『日の丸・君が代と新学習指導要領』前掲 五八一七七頁。

なお、今回の学習指導要領の改訂に対して、撤回を求める意見書等が全国各地の地方議会によって採択され、文部省等に

提出された。こうした地方議会の動きを含め、新学習指導要領に対する反発が強かつた理由の中には、「日の丸」・「君が代」をめぐる問題のほかに、改訂作業の指揮に当たった元文部事務次官が、いわゆる「リクルート事件」に関連して収賄容疑で逮捕されたこと、また、新学習指導要領のもとになる答申を行った教育課程審議会の委員の中に同事件の贈賄側のリクルート社元会長が含まれていたこと、といった特殊な事情もあった。（浪本勝年「地方議会は新学習指導要領の撤回をなぜ求めたか——日の丸・君が代問題を中心にして——」季刊教育法八〇号（一九九〇年）五五頁以下参照。）

(16) 石崎誠也「日の丸・君が代の『義務づけ』と教師の懲戒処分」季刊教育法八七号（一九九一年）三九頁以下。

なお、文部省の集計によれば、日の丸・君が代をめぐる問題に関連して被懲戒処分などの制裁措置を受けた者は、一九八九年度八名（減給一名、戒告七名）、一九九〇年度三五名（戒告二九名、訓告一六名）、一九九一年度二一四名（停職二名、減給二名、戒告一二名、訓告等一九八名）であり、新学習指導要領施行後激増している。（教育委員会月報平成二年七月号三六頁（一九九一年度は同年八月二〇日現在）及び同平成三年八月号六六頁〔石崎 前掲 三九頁より再引用〕。）

具体的な事例の紹介として、青砥恭「文部省・教育委員会が、『日の丸・君が代』でめざすもの——埼玉県立福岡高校の場合——」季刊教育法九三号（一九九三年）一一三頁以下参照。

最近の事例として、たとえば、京都市立銅駒美術工芸高等学校の入学式において、「君が代」斉唱時に起立しなかった教職員に対し、京都市教育委員会が校長を通じて顛末書の提出を求めるという方法で指導を試みていることについて、同委員会内部などから「手ぬるいのではないか。早急に教職員を処分せよ」との声が挙がっていることが報道された。（毎日新聞一九九七年五月二二日朝刊。）また、大阪府教育委員会は、卒業式において「日の丸」を掲揚したことに対し抗議して卒業証書授与を妨害したこと（に加えて、指導要録の学習評定欄の記入を「差別性がある」と拒否したこと）を理由にして、高槻市立の小学校教師を停職二カ月の懲戒処分に付した、と発表した。（毎日新聞一九九七年八月二八日朝刊。）

(17) 最近の例としては、たとえば、京都市教育委員会が一九八六年に、同市立小・中学校に「君が代」の演奏および合唱を録音したカセットテープを配布したことに対して、原告が同市教育委員会関係者および学校長らにテープ購入代金とテープの返還などを求めた訴訟で、大阪高等裁判所は一九九六年一月二十五日、カセットテープ購入による損害の発生は認められない

などとして「君が代」の合憲性についての判断を行わず原告の訴えを退けた京都地方裁判所の判断を支持し、原告の控訴を棄却した。(季刊教育法一〇六号(一九九六年)一一一頁。なお、第一審の京都地方裁判所の判決京都地判平成四年一月四日判例時報一四三八号三七頁について、「(判例ダイジェスト)京都『君が代』訴訟」季刊教育法九二号(一九九三年)一五八頁以下参照。)

また、大阪府立東淀川高等学校の入学式と卒業式における「日の丸」掲揚を妨害したことを理由として府教育委員会から訓告処分を受けた教員が、大阪府と校長に対し損害賠償を求めていた訴訟で、大阪地方裁判所は一九九六年二月二二日、府教育委員会による処分は裁量権の乱用とは言えないとして原告の訴えを退けた。なお、この判決の中で同裁判所は、「日の丸」は「日本を象徴する国旗との慣習法が成立している」という見解を示した。(判例地方自治一四六号三七頁。) さらに、同裁判所は、大阪市立鰐江中学校の一九九一年の卒業式と入学式における「日の丸」掲揚の妨害をめぐる同様の訴訟においても、「日の丸」を「国旗とする慣行と国民的確信が形成されており、一種の慣習法になっている」という判断を示した。

(労働判例七〇一号六一頁。)

(18) 前掲の『日の丸・君が代と新学習指導要領』の中では、「日の丸」掲揚に立ち会う」とや「君が代」を齊唱することを拒否した児童・生徒は処分されるのか、という問い合わせに対し、「文部省は、子どもや生徒の処分までは考えていない」と答えている。しかし、その一方で、内申書の作成などに当たって、当該児童・生徒が不利益な扱いを受ける恐れをもあた指摘している。(同書 前掲 一一一二一頁。)

(19) Minersville School District v. Gobitis, 310 U.S. 586 (1940).

(20) West Virginia State Board of Education v. Barnette, 319 U.S. 624 (1943).

(21) たとえば、田中耕太郎「教育基本法の理論」(有斐閣、一九六一年)五五一一六頁参照。比較的最近の文献として、片山等「公立学校における国旗敬礼と修正一条——West Virginia Board of Education v. Barnette (1943)を中心にして——(11)」富崎産業経営大学法学論集一巻二号(一九八九年)五五頁、五六一六四頁、大島佳代子「公教育と親の教育権(1)——アメリカ合衆国におけるその保障と制約原理——」北大法学論集四二二号(一九九二年)一一七頁、一四五—四九頁参照。な

お、独自の観点から Barnette 判決を分析した研究として、蟻川恒正「日本・国・憲法——思想の自由に鑑みて——」公法研究五九号（一九九七年）1111四頁がある。

(22) たとえば、注(17)で紹介した、「君が代」が録音されたカセットテープの京都市教育委員会による配布の合法性が争われた訴訟において、原告は、曲の主張を正当化するため West Virginia State Board of Education v. Barnette, 319 U.S. 624 (1943) を援用した。しかしながら、これは裁判所には受け容れられなかつた。（〔判例ダイジェスト〕 京都『君が代』訴訟】前掲 一六一一六三頁参照。）

## 11、公立学校における国旗敬礼の強制に関する合衆国最高裁判所判例

—Gobitis 判決（一九四〇年）& Barnette 判決（一九四二年）—

### (1) Minersville School District v. Gobitis (1940)

アメリカ合衆国の連邦最高裁判所が、公立学校における国旗敬礼の強制の合憲性という問題に対しても本格的に取り組み、それについて曲の兌解を明らかにする最初の機会となつたのが、Gobitis 判決である。<sup>(1)</sup>

本件の事実関係は、概ね以下のとおりである。

Pennsylvania 州 Minersville 市の教育委員会は、教員と生徒に国旗敬礼の儀式に参加するルールを義務づけていた。神の言葉として聖書に最高の権威を認めぬ「エホバの証人 (Jehovah's Witnesses)<sup>(2)</sup>」の信徒の子として生まれ育つた、一一歳の Lillian Gobitis とその弟、一〇歳の William Gobitis は、国旗敬礼は聖書によつて禁じられていて、<sup>(3)</sup> と真摯に信じてゐなくなつてゐた。そのため Lillian と William は、学校において国旗に敬礼するルールを拒んだので

あるが、二人はその「」を理由として Minersville 市の公立学校へ通学する「」を禁じられ、無償の教育を受けられなくなってしまった。しかしながら、二人とも就学を義務づけられた年齢にあつたため、両親は、一人を私立学校へ通学せしむることを余儀なくされた。そこで、「」によつて課された金銭的負担からの救済を得るため、Lillian と William の父親が、一人に代わつて、また、自らも原告として、訴訟を提起し、教育委員会が一人の通学を許す条件として国旗敬礼の儀式への参加を強制する「」を禁止するよう求めたのである。<sup>(4)</sup>

これに対し、一審 (Pennsylvania 州東地区連邦地方裁判所) は原告の訴えを認め (21 F Supp 581)、二審 (第三巡回区連邦控訴裁判所) も一審の判決を維持した (108 F 2d 683) ため、被告 (二審上訴人) が上訴し、これが受理された (309 U.S. 645)<sup>(5)</sup>。

総員九名の裁判官からなる連邦最高裁は、八対一で原判決を破棄した。

本判決の法廷意見を述べたのは、Frankfurter 裁判官である。その骨子は、次のとおりである。

〈1〉 本件で判断を求められている問題は、国旗敬礼の儀式への参加を義務づけ、真摯な宗教上の理由から拒否する子どもに参加を強要する「」が、合衆国憲法第一四修正<sup>(6)</sup>によつて保障される自由を法の適正な過程によらずに侵害する「」にあたるか、といふことである。<sup>(7)</sup>

(「」のような問題設定をした) Frankfurter 裁判官は、以下のよつた理由で、本件の国旗敬礼の強制は、州議会および地方教育行政当局の政策の当不當の問題にはなり得ても、裁判所が憲法違反であると決定できるものではない、という判断を行つた。）

(同裁判官は、まず、宗教の自由が憲法によって手厚く保護されていることを確認する。)

〈2〉「確かに世界（universe）の究極的な神秘および人間のそれに対する関係についての信念を積極的に追求する」ということは、法の境外に置かれている。政府は、組織的あるいは個人的な信仰または不信仰の表現を妨害してはならない。」どのような礼拝施設におけるものでさえ、信仰の伝播は、あるいは超自然的な存在を否定する信仰の伝播でさえ、保護される。「同様に、合衆国憲法は個人に対して、自分自身の宗教活動の過程において、少数派の人々であれ政治的に有力な人々であれ、他の人々の宗教上の見解を害したことに対する科刑が寛大に免除されることを保障するのである。<sup>(8)</sup>」

(しかしながら、同裁判官は、今度は、憲法による宗教の自由の保障の限界を説く。)

〈3〉「合衆国憲法が保護する宗教の自由は、特定の教派の教義への忠誠に向けられたのではない一般に適用される立法を排除したことがない。」「宗教に対する寛容を求めての長年にわたる闘争の過程において、良心のとがめが、信仰の促進または制限をねらいとしているのではない一般的な法への服従から、個人を解放するということはなかった。政治社会の持つ適切な関心と相容れない宗教上の信念を有するということだけで、市民は、政治的責務の遂行から解放されはしないのである。この調整の必要性は、再三認められてきた。いくつもの状況において、宗教の自由に関する基本的に考慮すべき事柄がないがしろにされることのないまま、政治権力の行使が支持されてきたのである。」そのような事件のすべてにおいて、「宗教上の信念から服従を拒否する人々への適用に関して支持された、問題の一般的な法は、それなくしては宗教に対する寛容そのものが達しがたい、秩序があり平穏で自由な社会を確保し維持す

るために欠かせないと立法部によつてみなされた具体的な統治権限の現れだつたのである。」本件においても、「われわれは、法的価値の階層においてなものにも劣らない利益を扱つてゐる。国民としてのまとまり (national unity) は、国家の安全保障の基礎なのである。<sup>(9)</sup>

〈4〉 本件のような状況は、『政府といふものは、必然に、国民の自由を害なうほど強力でなければならぬのか。あるいは政府自体を存続してゆけないほど弱体でなければならぬのか。』という民主主義の直面する最も深刻なジレンマの現れである。<sup>(10)</sup>

〈5〉 「自由社会の最終的な基礎は、団結心 (cohesive sentiment) という絆である。……国旗は、合衆国憲法の枠組みの中での国内におけるあらゆる相違を、それらがいかに大きかろうと、超越する、われわれの国民としてのまとまりを象徴するものなのである。<sup>(11)</sup>

〈6〉 本件で判断を必要とする争点は、正確には、「そもそもまな州の議会およびこの国の何千もの郡と学区の当局者が、それなしでは最終的にいかなる市民的ないし宗教的自由も存在し得ない団結心を喚起するためのいろいろな手段の適切性を決定することを禁止されているか」ということである。公立学校において国旗敬礼を義務づけるという判断を合衆国憲法が保障する良心の自由の侵害であると非難することは、裁判所が支配的な能力を持たないことが確実な領域において教育学的・心理学的な独断を表明するのと同様であろう。達成手段は多様であつても、国民の団結心を育むという目的が正当であることは確かである。そして、「その達成のための効果的な手段は、広く存在する国旗敬礼信仰をわれわれが立法権の範囲外に置くことができなくなるほど、未だに不確定であるし科学によつて証明

されてもいいな。」<sup>(12)</sup>

〈7〉「法廷は、教育政策上の争点について討論するための場ではない。伝統的な民主主義の理想に対する実際の忠誠を確保する微妙な過程において競合する考慮要素の中から選択を行うと同時に、人種的起源と宗教上の忠誠について非常に多様化している国民の中で個人の特異性を尊重することは、われわれの本分ではない。それがわれわれの本分であると考える」とは、事実上、われわれを合衆国の教育委員会にすることになるであろう。こうした権限は当裁判所に与えられたし、そうした権限をわれわれは引き受けんでもないものである。<sup>(13)</sup>」

以上が、Frankfurter 裁判官の手による法廷意見の要旨である。

なお、本判決については、McReynolds 裁判官が意見を付せず結果に同意<sup>(14)</sup>し、Stone 裁判官が反対意見を述べている<sup>(15)</sup>。

ノハント、公立学校における国旗敬礼の強制は合衆国憲法に違反するものではない、という連邦最高裁の判断が示された。ところが、連邦最高裁は、三年後に再び、同様の事件を取り組むことになる。しかも、今度は、結論が逆転してしまうのである。それが、次に概観す、Barnette 判決である。<sup>(16)</sup>

## (2) West Virginia State Board of Education v. Barnette (1943)

この事件の事実の概要は、以下に示すとおりである。

Gobitis 判決の後、West Virginia 州議会は法律を修正し、「アメリカニズムの理想・原理・精神を教え、育み、永

続させ、また、政府の組織と機構についての知識を増加させるために」同州内のすべての学校に歴史・公民科(civics)・連邦および同州の憲法を教えるよう義務付け、同州教育委員会にこれらの事項を含む教科課程を定めるよう求めた。<sup>(17)</sup>これを承けて同州教育委員会は、一九四二年一月九日、国旗敬礼が「公立学校の活動計画の正規の部分」となること、及び、すべての教員と生徒が「国旗によって象徴される国家に敬意を表する国旗敬礼に参加することを義務づけられる」ということを命ずる決議を採択した。<sup>(18)</sup>この国旗敬礼を拒絶すれば、生徒は放校処分を受け、国旗敬礼の義務を果たすようになるまでは、法律によって、再入学は認められないとになった。その間当該生徒は、学校を「違法に欠席している」ものとして扱われ、且つ、非行少年として訴えられることもあり得た。また、当該生徒の親または後見人は、訴追され、有罪とされれば、五〇ドル以下の罰金および二〇日以下の拘禁を受けることになつていた。<sup>(19)</sup>

国旗敬礼を、それが聖書によつて禁じられている偶像崇拜にあたるという理由で、拒否する「エホバの証人」の信者である子どもたちは、同州において、まさに国旗敬礼の拒否を理由として、放校に処されたか放校の危機に瀕していた。さらに、当局は、そうした子どもたちを矯正院(reformatory)へ送ると迫っていた。また、それらの子どもの親は、訴追されたか訴追されそうになつていた。そこで、エホバの証人の信者であり自分の子どもが同州の公立学校に通学する Barnette らは、当該州法および教育委員会規則は、信教の自由および言論の自由を侵害し連邦憲法のデュー・プロセス条項および平等保護条項に違反し違憲かつ無効であるという理由で、これらの法律および規則の実施の差止命令を求めて、自身と自分たちの子ども及び同様の状況にある同州内の他の人々のために、訴えを提起した。<sup>(20)</sup>

第一審 (West Virginia 州南地区連邦地方裁判所) は、Barnette との訴えを認め差止命令を出した (47 F Supp 251)。これを不服とした同州教育委員会は、連邦最高裁判所に直接上訴を行つた。<sup>(23)</sup>

連邦最高裁においては、総員九名の裁判官が六対三で原判決を維持した。

Jackson 裁判官が述べた法廷意見の要旨は、以下の通りである。

〈1〉 国旗敬礼の儀式への参加を拒否するという本件で被上告人が主張する権利は、他のいかなる個人の権利とも衝突するものではない。また、被上告人の行動が平穏で整然としたものであるといふことも確かである。本件における唯一の対立は、州の権力と個人の権利との間に、生じているのである。<sup>(24)</sup>

州は、「愛国心を喚起するのに役立つ、われわれの歴史およびわれわれの政府の構造と組織に関する、市民の自由の保障を含む、すべてのこと」を教授と学習によって教えることを要求する<sup>(24)</sup>ことができる。しかしながら、本件において問題になっているのは、生徒に対する信条の表明の強制である。本件の争点は、愛国心の涵養という時間がかかりおそらくそれにそれがちな過程を、強制的な国旗敬礼と宣誓という手取り早い方法に代えることが憲法に適合するか、<sup>(25)</sup>という点である。

〈2〉 「誓いの言葉と結び付いて、国旗敬礼が発言 (utterance) の一形式であることには疑いがない。象徴の使用 (symbolism) は、原始的ではあるが効果的な思想伝達の方法である。……宗教上の象徴が神学的な思想を伝達するようになるのと同じように、国家の象徴はしばしば政治的な思想を伝達する。これらの象徴の多くと関連づけられるのが、敬礼・お辞儀・脱帽・ひざまずく」といった適当な、受容または尊重の身振りである。人は、象徴

から自分がそれに込める意味を読み取る。そして、ある人にとって慰めとなり鼓舞となるものは、他の人にとつては戯れとなりさげすみとなるのである。<sup>(27)</sup>

〈3〉「強制的な国旗敬礼と宣誓は、一定の信条と心構えを肯定するよう要求することになる」。「意見表明の検閲ないし抑圧は、その表現が州が防止し処罰する権限を与えられている種類の行為を惹起する明白かつ現在の危険を生じさせる時にだけ、われわれの憲法によって大目に見られる、ということは今や当たり前のことである。」ある信条を意に反して肯定するよう命ずることは、沈黙を命ずる場合よりもさらに直接的かつ緊急の理由に基づいてのみ、可能であるように思われる。しかし、本件において強制を行う権限は、国旗敬礼の儀式の間消極的な態度のままいることが、（意に反する信条の表明の強制を正当化する程度のものはおろか）表現を抑えようとする努力を正当化する程度の明白かつ現在の危険を生ずるという主張さえなしに発動されている。「強制的な国旗敬礼を支持するためには、われわれは、自分の考えを表明する個人の権利を保護する権利章典が、公権力が個人に心にもないことを述べるよう強制できる余地を残した、と言わなければならないのである。<sup>(28)</sup>

〈4〉いかなるものであれ愛国主義的な信条に対する評価は人によりさまざまであるから、公務員がこの種の儀式の遵守を命ずることを合衆国憲法第一修正が許すかどうかは、われわれが当該儀式の有用性をどう考えるかということとは関係なしに、検討されなければならない。<sup>(29)</sup>また、被上訴人と宗教上の見解を異にする多くの市民もこのような強制的な儀式が個人の憲法上の自由を侵害すると考えてるのであり、「まず最初に国旗敬礼を法的義務とする権限を認定しない限り、非協調的な信念によつて国旗敬礼の義務が免除されるかどうかを調べる必要はないのである。<sup>(30)</sup>

ところが、Gobitis 判決において当裁判所は、州が生徒一般に国旗敬礼を強制する権限を有することは当然であると決めてかかり、信仰を理由として正当な一般的規範の免除を求める主張を審理しそれを拒否しただけであった。われわれは、より広い見地から Gobitis 判決の具体的な判決理由を再検討する。<sup>(31)</sup>

〈5〉 ① Gobitis 判決は、国旗敬礼をめぐる論争を取り上げることによつて当裁判所は、『政府というものは、必然に、国民の自由を害なうほど強力でなければならぬのか。あるいは政府自体を存続してゆけないほど弱体でなければならないのか。』といふジレンマに直面したといふこと、及び、その答えは前者であるといふことを述べた。<sup>(32)</sup>

しかし、権利章典の保障する権利を実行するといふことは、弱い政府を選択するといふことではない。それは、政府の強さを達成する手段として、公的に規律された画一性よりも、個人の精神の自由を支持するといふだけのことである。「自由な公教育は、非宗教的教育 (secular instruction) やおよび政治的中立という理想に忠実であれば、いかなる階級・信条・政党・派閥の敵にも味方にもなりはしない。しかし、公教育がいかなるものであれイデオロギー的な規律を課すことになっているのならば、各政党ないし宗派は、教育制度の影響力を支配しようとし、それができなければ、その影響力を弱めようとするはずである。」憲法によって課せられた制限を遵守することは、政府を弱体化するところにはならないのである。<sup>(33)</sup>

② Gobitis 判決は、州・郡・学区の教育職員の職務は、彼らの権限を妨げることが『事実上われわれを国家の教育委員会にする』ようなものである、とみなした。<sup>(34)</sup>

しかし、合衆国憲法第一四修正は市民を州および州のすべての機関に対しても保護するのであり、教育委員会も対象

外ではない。教育委員会は、重要かつ微妙で高度の裁量を要する職務を有するが、権利章典によつて課せられる制限の範囲内で職務を遂行しなければならないのである。そして、「もしわれわれが自由な精神をその源で握りつぶし、青少年にわれわれの政治の重要な原則を单なる陳腐な言葉として見くびるよう教えてはならないのであれば、青少年に市民教育を行つているということが個人の憲法上の自由を細心に保護する理由になるのである。<sup>(35)</sup>」

③ Gobitis 判決によれば、これは『裁判所が目立つた能力をもたないし、支配的な能力をもたないことが確実である』領域ということになる。自由の保護という役割は、裁判所同様議会にも委ねられている。そして、『政治的変化を引き起こす効果的な手段が開放されている』のであるから、『そのような争いを司法の場に移すよりも、世論という場や議会においてやりあつて立法権の賢明な行使という問題を解決する』ことが憲法的には適切なのである。<sup>(36)</sup>

しかし、「権利章典の目的はまさに、一定の問題を政治論争の変遷から引き離すことと、それらを多数派と公務員の手の届かない所に置くこと、それらを裁判所によつて適用される法的原理として確立することであつた。」権利章典によつて保障される基本的権利は、選挙の結果とは無関係なものである。<sup>(37)</sup>

次に、第一四修正の適用については、それが第一修正の諸原理を適用する媒介として機能する場合、第一修正が定める明確な禁止が基準となり、デュー・プロセス条項に伴う漠然性の多くは解消する。言論・出版・集会・礼拝の自由を規制するには、その規制に合理的な根拠があるだけでは足りはしない。それが可能なのは、州が合法的に保護することができる利益に対する重大かつ直接的な危険を防止するためにその規制が必要な場合だけである。<sup>(38)</sup>

また、われわれが公権力の行使に対する権利章典を適用する任務を負うのは、権利侵害の生ずる領域においてわれ

われが際立った能力を有するからというわけではなく、われわれにその任務が委託されているからなのである。「われわれは、公教育のような専門領域における自らの能力を控えめに評価することによって、自由が侵害されている時に、当裁判所の職務であるということを歴史が証明する判断を差し控えることはできない。」<sup>(39)</sup>

④ 最後に、Gobitis 判決の法廷意見はその核心部分において、『国民としてのまとまりは、国家の安全保障の基礎である』ということ、州議会が『その達成のための適切な手段を選ぶ権利』を有するということを論じ、このことから『国民としてのまとまり』の達成を目指す当該強制的手段は合憲であるという結論に至っている。<sup>(40)</sup>

しかし、「われわれは、被治者の同意により政府を設け、権利章典は、権力者に対しそのような同意を強制するためのいかなる法的機会をも与えていないのである。ここにおいて権力が世論によって支配されなければならないのであり、世論が権力によって支配されなければならないのではない」。<sup>(41)</sup>

本件においては敬礼の対象となっているのがわれわれ自身の国旗であることから問題が困難になっているが、それでも「われわれは、知的かつ精神的に多様であるまたは正反対できえある自由が社会の組織を崩壊させるということを恐れることなく、憲法の定める制限を適用する」。知的および文化的多様性は、奇行や異常な態度が時折現れるという代償を払うことによってだけ、存在し得るのである。<sup>(42)</sup>「もしわれわれの憲法の星座の中に不動の星があるとするならば、それは、上級であれ下級であれ公務員は、政治・國家主義・宗教その他意見の分かれる問題について正統であるものを定めたり、市民にそれらの問題についての信念を言葉や行動によって告白するよう強制することはできない、ということである。」<sup>(43)</sup>

〈6〉 国旗敬礼および忠誠の宣誓を強制するという本件における教育委員会の行為は、「教育委員会の権限に課せられた憲法上の制限を超えて、あるいは公的支配から除外する」のが憲法の第一修正の目的であるとの知性と精神の領域を侵害する<sup>(44)</sup>。

以上のような理由で法廷意見は、Gobitis 判決および回<sup>45</sup>の先例を覆し、関連法規の執行を差止める原審の判断を承認した<sup>(46)</sup>。

なお、本件について Roberts 裁判官および Reed 裁判官が、Gobitis 判決の判断を支持し、原審の判断を破棄すぐれどあるとする立場を採った<sup>(47)</sup>が、Black 裁判官および Douglas 裁判官が連名で同意意見を、Murphy 裁判官が不同意意見を、Frankfurter 裁判官が反対意見を述べている<sup>(48)</sup>。

かくして連邦最高裁は、わずか三年ほどの間に同様の問題について正反対の解答を示したのである。連邦最高裁の「」のように急な態度変更は、直接的には、一部の裁判官の見解の変更および人員の入れ替わりによってもたらされた。すなわち、強制的国旗敬礼を合憲であるとする Gobitis 判決において反対の意見を表明したのは、Stone 裁判官ただひとりであったが、Frankfurter 裁判官が執筆した法廷意見に同調した八名の裁判官のうち Black · Douglas · Murphy の三裁判官が見解を変え、また、Hughes 首席裁判官および McReynolds 裁判官は退職し、その後任の Rutledge · Jackson 両裁判官は国旗敬礼の強制を違憲であるとする側に与したのである<sup>(50)</sup>。

一方、連邦最高裁の「」のような動きの現実的な背景としては、始め Gobitis 判決について、事件が連邦最高裁に係属していた時期は、第二次世界大戦の脅威が差し迫っていたため、当時の世相が国民感情を一つにまとめる行動を

求めており、その上が連邦最高裁の判断に反映したと考へられてゐる。<sup>(51)</sup> しかしながら、この Gobitis 判決に対する世間の評価はかなり厳しいもので、激しい批判が行われるところになつた。<sup>(52)</sup> これに、戦況が次第に合衆国に有利に展開してゆく、人権保護の重要性を評価する冷静な目を世間の人々が取り戻して来たという事情が加わって、Barnette 判決における判例変更が生じたと謂えそうである。<sup>(53)</sup>

さて、次に視点を変えて判決の内容に着目すれば、Gobitis 判決と Barnette 判決が相反する結論を導いた原因は何に求められるのであらうか。両者は、同じ争点に対し同じ判断枠組みを用いて異なる結論に至つたのであらうか。それとも、そもそも問題の捉え方・分析の枠組みの設定の仕方そのものが違つたのであらうか。また、両判決の論述は、共通点の多い大へ見られなく文字どおり正反対のものなのであらうか。これらの点および判決のその他の内容上の特徴を明らかにするために、以下で章を改め、両判決の論理を分析するに至つた。

(1) Minersville School District v. Gobitis, 310 U. S. 586 (1940).

なお、本判決に先立ち、連邦最高裁は、同様の訴えを四件扱つてゐる (*Gobitis*, 310 U. S. at 592 n. 2.) が、シテーが止つても特に連邦最高裁としての意見を付すことはない、とのつまむれ (Leoles v. Landers, 302 U. S. 656 (1937); Hering v. State Board of Education, 303 U. S. 624 (1938); Gabrielli v. Knickerbocker, 306 U. S. 621 (1939)) といふことは、実質的な連邦問題 (federal question) の不存在を理由とする、残り一件 (Johnson v. Deerfield, 306 U. S. 621 (1939)) といふことは、先例に依拠して、反対である。 (Recent Decisions, *CONSTITUTIONAL LAW — Resolution of State Board of Education Compelling Salute to Flag Held Unconstitutional*, 32 GEO. L. J. 93, 94 (1943).)

(2) Minersville 市の教育委員会が参加を義務つけた国旗敬礼の儀式は次のよいつたものである。

が、右手を胸の上に置き、次に右手を延ばして国旗に敬礼しながら、以下の誓ひの言葉を全員がそろって暗唱する。

「私は、私の国の旗、および、それが象徴する共和国、あなたが、すべての人々に自由と正義をもたらす、一つの不可分の国家に対する、忠誠を誓う。 ("I pledge allegiance to my flag, and to the Republic for which it stands; one nation indivisible, with liberty and justice for all.")」

(*Gobitis*, 310 U. S. at 591.)

(3) 国旗敬礼が聖書によって禁じられる信じる根拠は特に、以下に引用する田約聖書の出エシヤム記第11章第11節・第四節・第五節に求められる。

「[1] あなたには、わたしをおいてほかに神があつてはならぬ。」

四 あなたはじかなる像も造りてはならない。上は天にあり、下は地にあり、また地の下の水の中にゐる、いかなるものの形も造りてはならない。

五 あなたはそれらに向かってひれ伏したり、それらに仕えたりしてはならない。……」

(*Id.* at 592 n. 1. 聖書の日本語訳は、共同訳聖書実行委員会『聖書 新共同訳』(日本聖書協会、一九九〇年)による。)

(4) *Id.* at 591-92.

(5) *Id.* at 592.

(6) 以テ、アメリカ合衆国憲法の修正条項は、第〇〇修正、と表記ある。

(7) *Gobitis*, 310 U. S. at 592-93.

(8) *Id.* at 593.

(9) *Id.* at 594-95.

(10) *Id.* at 596.

（ノーノン・リバーナ・ハーメイ） Lincoln 大統領が連邦議会へ送った教書の中で問い合わせたものである。「特別議会に与えた教書（戦争教書）（一八六一年七月四日）」高木八尺・斎藤光訳『リンカーン演説集』（岩波文庫、一九五七年）一〇八—一〇頁、

一一一頁。

- (11) *Id.*
- (12) *Id. at 597-98.*
- (13) *Id. at 598.*
- (14) *Id. at 601.*
- (15) Stone 裁判官の反対意見の概要は、以下の通りである。

〈1〉 本件で問題となつた国旗敬礼への参加の強制は、「言論の自由を抑圧する以上のことを行ひ、かつ、自由な宗教上の行為 (free exercise of religion) を禁止する以上のことを行つてゐるのであるが、これらは第一修正によつて明白に禁じられており、また、第一四修正によつて保障されてゐる自由の侵害にあたる。」というのは、本件の強制的国旗敬礼によつて、「州は、これらの子どもたちに対しても……自分が懷いておらず、自分の最も奥深い宗教上の信念に反する感情を表明する」と強制するからである。*(Id. at 601.)*

〈2〉 「明らかに、個人の自由の憲法による保障は常に絶対的なものであるとは限らない。政府には、存続する権利があり、政府に与えられた権限は、必ずしも権利章典の明示の禁止規定によつて無視されることは限らない。……政府は、道徳にとって危険な宗教の実践、そして公共の安全・衛生・良き秩序にとって有害である宗教の実践もおそらくまた抑圧してよいのである。」しかし、州が、青少年に対して、宗教的な良心に反する」と公然と確言するよう強制してもよいと言つるのは、飛躍である。*(Id. at 602.)*

〈3〉 「政府の利益と合衆国憲法下の自由との競合する要請が存在する場合、また、政府の職務の遂行が憲法の特定の禁止規定に抵触する場合には、可能であれば、両者の本質を保持するために、それらの間の合理的な調整をしなければならない。」そして、「そのような調整が合理的に可能であるかどうかを決定するのは、裁判所の職務である。」*(Id. at 603.)*

本件については、仮にわれわれが、問題の国旗敬礼の強制が国民としてのまとまりの形成・維持に寄与する、と信じるとしても、「生徒に自分が信じていない」とを確言するよう強制する」とによつたり、自分の宗教上の信念に反するある形式

の確言を行うよう命ずる」ふる他に、国民としてのあとなりの源である忠誠と愛国心を教える方法が存在する。」の  
ような強制によらなくとも、「州は自由に」通学を強制して、われわれの歴史およびわれわれの政府の構造と組織における  
あらゆるところの教授と学習による教育を要求する」とがで、その中には市民としての自由 (civil liberty) の保障が含ま  
れるが、それが愛国心を喚起するのに役立つのである。」 (*Id.* at 603-04.)

〈4〉「合衆国憲法は、たぶん憲法およびそれが設けた政府に対する忠誠の表現を引き出すだろう。しかし、憲法はその  
ような表現を命じはしないし、いずれにせよ、強制的な忠誠の表現がわれわれの政治の体系において憲法による言論と宗教  
の自由の保護を覆すような役割を果たさないどころである。そして、そのような忠誠の表現は、自  
発的になされるも、国民としてのまとまりを促進するかもしれないが、自分自身と自分の親の宗教上の信念に反して子ど  
もたちによってなされるその強制的な表現が、憲法による宗教の自由の保障にもかかわらずそれを強要する」とを教育委員  
会の自由にまかせるべくに重要な役割をわれわれの国民としてのまとまりについて果たすと看なし得ると思ふことは、  
まことに別のことなのである。」 (*Id.* at 605.)

〈5〉合衆国憲法は、民主主義の過程を万難を排して守らなければならぬ」という国民の確信を十一分に表明すると同時に、精神的自由が守られなければならない」という信念を表明し、また、そうするよう命じてある。したがって、「権利章典  
の保護の範囲内にある」とが疑いのない、「多く少數の人々の宗教の自由を抑えつけるよう作用する本件の立法は、少なくとも、宗教的および人種的少数者の憲法上の自由を侵害するとわれわれが最近判示した立法と同じ司法審査を受けなければならぬ」。そして、そのような審査をすれば、本件の子どもたちの宗教上の信念が危険にあらざれないよう措置を講ずる」とに伴う不都合が、憲法による保護に値すると考えられてきた信仰を無理矢理侵害されない自由を凌ぐほど重大であるとは  
思ふ。」のである。 (*Id.* at 606-07.)

(16) West Virginia Board of Education v. Barnette, 319 U. S. 624 (1943).

(17) *Id.* at 625-26.

(18) *Id.* at 626-29.

(19) West Virginia 州教育委員会が義務づけた国旗敬礼というのは、掌を上に向けて右手を上げたまゝで、以下の文句を暗唱するのである。

「私は、アメリカ合衆国の国旗、および、それが象徴する共和国、すなはち、すべての人々に自由と正義をもたらす一の不可分の国家に対し、忠誠を誓います。」

(*Id.* at 628-29.)

(20) *Id.* at 629.

(21) 「主ホバの証人」の信者たちは、国旗敬礼の代わりに、以下に示す誓いの言葉を述べる」とを申し出だが、受け入れられなかつた。

「私は、イエスが祈りをやめさせぬようすべてのキリスト教徒に命ずる、全能の神エホバとその御国に無条件の忠誠と献身を誓いました。」

私は、合衆国の国旗を尊重し、それがすべての人々にとっての自由と正義の象徴であると認めます。

私は、聖書の中に明らかにされている、神の法と矛盾しない、合衆国のすべての法に対する忠誠と服従を誓います。」

(*Id.* at 628 & n. 4.)

(22) *Id.* at 629-30.

(23) *Id.* at 630.

(24) *Id.* at 630-31.

(25) *Gobitis*, 310 U. S. at 604.

(26) *Barnette*, 319 U. S. at 631-32.

(27) *Id.* at 632-33.

(28) *Id.* at 633-34.

(29) *Id.* at 634.

- (30) *Id.* at 634-35.
- (31) *Id.* at 635-36.
- (32) *Id.* at 636 (*Gobitis*, 310 U. S. at 596 見て).  
(33) *Barnette*, 319 U. S. at 636-37.
- (34) *Id.* at 637 (*Gobitis*, 310 U. S. at 598 見て).  
(35) *Barnette*, 319 U. S. at 637.
- (36) *Id.* at 638 (*Gobitis*, 310 U. S. at 597, 598, 600 見て).  
(37) *Barnette*, 319 U. S. at 638.  
(38) *Id.* at 639.  
(39) *Id.* at 639-40.  
(40) *Id.* at 640 (*Gobitis*, 310 U. S. at 595 見て).  
(41) *Barnette*, 319 U. S. at 641.  
(42) *Id.* at 641-42.  
(43) *Id.* at 642.  
(44) *Id.*  
(45) *Id.*  
(46) *Id.* at 642-43.
- (47) Black 裁判官・Douglas 裁判官とも Murphy 裁判官は、*Gobitis* 判決における見解を本判決において変更したため、同意見を述べておらず。一方、*Gobitis* 判決上で法廷意見を執筆した Frankfurter 裁判官は、司法部の自己抑制 (judicial self-restraint) の必要性を強調する趣文の反対意見を述べている。  
名前記の趣點は次のとおりである。

### 〈Black 裁判官と Douglas 裁判官による同意意見〉

われわれが Gobitis 判決に同意したのは主に、連邦憲法を、公共の福祉にとって有害であると考えられる行為を州が規制する際の厳しい障害にする気にはなれないという理由からであった。しかし、熟考の末、われわれは、その原理はしっかりとしたものであつても、一定の事例におけるその適用は謹りであるというふうとを確信した (Jones v. Opelka, 316 U. S. 584, 623)。「われわれは、われわれの面前にある法律は、第一修正と第一四修正によって被上告人に保障されてゐる宗教の自由に十分な余地を与えていない」と信じる。」 (*Id.* at 643-44.)

### 〈Murphy 裁判官による同意意見〉

熟慮の結果、私は、自分は裁判官として精神的自由を最大限支持する」と以上に高尚な責務を負つて「いなし」とを確信した。

「私は、強制的な国旗敬礼から社会に生ずる利益が、必然的に伴う自由とプライバシーの侵害を正当化したり、自分の良心ないし個人的な性向に従つて能弁であつたり沈黙していたりする個人の自由に対する制限の埋め合わせをするのに十分なほど明確かつ確實である」ということに賛成する」とはできない。」 (*Id.* at 644-46.)

### 〈Frankfurter 裁判官反対意見〉

裁判官が職務を遂行する時には、ある法律の賢明さないし害悪についての私見は完全に排除されなければならない。裁判官が決定するのは、立法者が合理的にそのような法律を制定することができたかどうか、ということだけである。

私は、デュー・プロセス条項によって保障される『自由』が当裁判所に、われわれすべてが正当な立法目的であると認めねぬ、すなわち、善良な市民性 (good citizenship) の促進を、国旗敬礼と忠誠の宣誓の強制という手段によって達成すべしとする West Virginia 州に対して認めない権限を付与する、といふことを信じる気にはなれないものである。

(*Id.* at 646-71.)

(48) 本件においては、すでに第一審の West Virginia 州南地区連邦地方裁判所が連邦最高裁の判例 (Gobitis 判決) に反する判決を出しており、この点は先例拘束性の原理に反している。こうした意味でも本件は異例な事例であつたと言える。

(Recent Cases, *Stare Decisis* — Supreme Court's Decision Held Not Conclusive on Lower Federal Court, 56 HARV. L. REV. 652 (1943).)

(49) Recent Decisions, *Constitutional Law — Freedom of Religion — Compulsory Flag Salute*, 42 MICH. L. REV. 319, 319-20 (1943).

Black · Douglas · Murphy らの裁決に反対する意見の中でも Gobitis 判決の判斷が誤りであるとの見解を表明した (316 U.S. 584) の反対意見の中でも Gobitis 判決の判断が誤りであるとの見解を表明した (316 U.S. at 623-24.)<sup>o</sup> (42 MICH. L. REV. at 320 n. 4.)

(50) Recent Cases, *supra* note 48, at 653.

(51) Recent Decisions, *supra* note 49, at 321.

(52) *Id.*

この判例話叢は、「米国で近年の連邦最高裁判所の判決の中でも Gobitis 判決の意見のように激しく批判を四方八方から受けたものである」と記述した。(Id.)

また、Gobitis 判決が社会に及ぼした影響について、「この判決が出た結果、少数民族に属する者の子供は退学せらるねたら、両親が処罰せられたくなるよつた事例が頻発した。ハーバード大学では多くの『ハーバードの承者』が罰せられた。そこでこの判決は世間の批判的立場だ。」と記された。<sup>o</sup> (田中耕太郎『教育基本法の理論』(有斐閣、一九六一年) 五五六頁。)

(53) See, Recent Decisions, *supra* note 49, at 321.

たが、Barnette 判決に対する世間の評価は「この判決に対する新聞の論議は Gobitis 判決の場合よりもよくなかった」

### 三、国旗敬礼の強制と合衆国憲法第一修正<sup>(1)</sup>

右に内容を概観した、強制的な国旗敬礼および忠誠の宣誓の合憲性をめぐる Gobitis 判決と Barnette 判決は、以下のように、異なる問題の捉え方をしている。<sup>(2)</sup>

まず、Frankfurter 裁判官が法廷意見を執筆した Gobitis 判決は、国旗敬礼を生徒に強制するという州および教育委員会の権限の合憲性は特に問題にはせずに、国旗敬礼の儀式に参加するという生徒一般に課せられた義務の特別な免除を、個人的な宗教上の信条を理由として、換言すれば個人の信教の自由を根拠として主張することが認められるか、ということを問い合わせ、これを否定している。すなわち、同判決によると、第一に、国民の團結心を育むという立法目的が正当である以上、その達成のためにどのような手段を用いるかという判断は、もっぱら州議会および教育委員会の裁量に委ねられるべきであって、裁判所の審査の対象外である、ということになる。その理由は、ひとつには、国民の團結心を育てるという目的の実効性ある達成手段は何かということは、確定しているわけではなく、一義的には決まらないということ、また、本件のように生徒が国旗敬礼義務の対象である場合は教育の問題になるが、裁判所は競合する考慮事項の微妙な調整にかかる教育政策を論ずるにはその能力からして不向きな場所であるということである。そして、第二に、憲法による信教の自由の保障には、特定の信仰の促進ないし制限を目的とするのではない一般的な法の適用を個人の信仰を理由として拒否する自由までは含まれておらず、国旗敬礼の義務についても、個人が信教の自由を盾にして免除を求める」とはできないということになる。<sup>(3)</sup>

これに対し、Jackson 裁判官によって法廷意見が書かれた Barnette 判決は、宗教上の見解の如何にかかわらず、多数の市民が、国旗敬礼の儀式への参加の強制を個人の憲法上の自由の侵害と考えるといふことを強調して、個人の信仰を理由とする一般的な義務の免除の可否を問題にするのではなく、それ以前にそもそも州がそのような義務を個人に課す」と自体が合衆国憲法のもとで許されるのかどうかというとを検討し<sup>(9)</sup>、否という答えを導き出している。<sup>(10)</sup>

その際、Barnette 判決は、まず、信教の自由との関連に限定せず、象徴としての国旗を思想伝達の方法、国旗敬礼を発言の一形式、強制的な国旗敬礼と宣誓を一定の信条の肯定の強要と位置付けることによって、広い意味での表現の自由との関係で問題を捉え<sup>(11)</sup>、当の権限の合憲性を審査している。そして、その審査の基準について、同判決は、第一修正の保障する自由を政府が規制する」とがであるのは、その規制が州の利益に対する重大かつ直接的な危険（grave and immediate danger）の防止に必要である場合に限られると主張する。そこで、本件について検討した結果、そのような危険は認定されず<sup>(12)</sup>、結局問題となつた教育委員会の行為は第一修正によって保護される自由を侵害するという結論に至つたのである。<sup>(13)</sup>

以上のような Gobitis・Barnette 両判決の問題への対処の仕方の違いは、ひとつには、憲法規範、特に人権保障規定を実行する上で裁判所の果たすべき役割についての見解の相違に起因している。<sup>(14)</sup> まず、Gobitis 判決の法廷意見および Barnette 判決における反対意見を書いた Frankfurter 裁判官は、裁判所が違憲立法審査権行使する場合の自己抑制（self-restraint）の必要性を強調する。<sup>(15)</sup> 同裁判官は、裁判所のその権限が反民主主義的性格を帯びているため、その権限の濫用を最大限警戒すべきであることを指摘して、司法の自己抑制だけがその権限の恣意的な行使を制限す<sup>(16)</sup>。

る手段であることを強調する。<sup>(18)</sup> 从<sup>(19)</sup>から同裁判官は、立法の有効性が問われている場合、立法に対する責任は、裁判所と同様憲法上の権利の保護を責務とし、かつ、人民に対しても直接責任を負う立法部にあり、裁判所の権限は、「立法部に付与されている広範な権限の範囲内において、立法部が、合理的な正当化理由を付すことができる判断を行つたかどうかを決定する」ことだけであるとして、立法の合憲性に関する立法部の判断の尊重の必要性を説く。そして、国旗敬礼の強制の合憲性という問題についても、この判断枠組みを用いて検討し、Frankfurter 裁判官は、国民の統合を実現するための手段として強制的な国旗敬礼を選択するという判断は不合理とは言えず、また、この種の問題は裁判所に持ち込むよりも議会または世論による決定に委ねるべきである、という結論を導き出したわけである。

これに対しても Barnette 判決の法廷意見からは、裁判所は、権利章典が保障する権利の擁護者として、より積極的な役割を果たすべきである、という立場がうかがえる。すなわち、同意見を書いた Jackson 裁判官によれば、一定の権利を議会および世論という場における政治的論争の影響を受けないようにする」と、多数派の意思によつても左右されないようにする」とこそが、権利章典を制定する目的なのである。したがつて、権利章典に含まれる基本的権利の保障に関する問題は、選挙における投票で決定されではならず、裁判所の判断に委ねられるべきである、ということになる。こうした Jackson 裁判官の立場からすると、憲法が保障する自由の侵害が問題になつてゐる場合には、歴史によつて正統性が証明されている違憲審査権の行使をためらうことなく、紛争の解決に当たるべきである、といふことになる。本件の争点に関しても、個人の自由の侵害が問題になつてゐる以上、政治過程に判断をあずけるのではなく、裁判所が審査し自らの判断を示すべきであるということになり、問題の強制的国旗敬礼の合憲性審査に踏み

込んだ結果、法廷意見は違憲の判断を下したのである。<sup>(25)</sup>

「」に見られるような Frankfurter 裁判官と Jackson 裁判官の見解の対立に代表される議論は、裁判所に認められた違憲審査権が本質的に反民主主義的な性格を有する」とに端を発するものであり、両判決以前から現在に至るまで裁判所が違憲審査権行使する際には常に多かれ少なかれ問題となる類いのものである。また、いずれの考究にももつともなところがあり、単純にどちらか一方だけが全面的に正しいと決めつけることはできない。しかし、確かに、構成員である裁判官が公選による洗礼を受けることがなく人民に対しても直接責任を負うことができない裁判所が、人民の代表から構成される議会の立法の効力を否定することが可能な違憲審査権行使するに当たっては、権限の濫用がないよう常に意識的に自己抑制を働く必要があるにしても、少なくとも憲法が保障する基本的権利の侵害が争点となっている場合には、立法の内容に立ち入った審査が裁判所に求められるのではなかろうか。殊に、本件のように精神的自由の侵害が焦点となっている事件において、自己抑制の必要性を強調して裁判所が踏み込んだ審査を行わないとことであれば、裁判所に違憲審査権が認められている意義自体が失われてしまうことになるのではないか。

次に、Gobitis・Barnette 両判決の結論を分けるもうひとつの一要因として考えられるのは、教育の領域において生じる憲法問題に対して裁判所がどの程度関与することができるか、という点についての基本的な立場の相違である。

合衆国においては、まず、連邦憲法第一〇修正<sup>(27)</sup>の規定によって、公教育の管理は各州の権限と解され、また、各州においては、実際に公立学校を管理・運営する権限は伝統的に各地方学区教育委員会に委譲され、学区教育委員会が生

徒の管理に広範な権限と責任を有してきた。<sup>(29)</sup> さらに、こうした事情に加えて、教育に関する問題に対処するために専門的な知識を必要とする場合が多いということもあり、公立学校内において生徒の権利をめぐって法的な問題が生じた場合、その解決についても学区教育委員会の裁量に委ね裁判所は介入すべきではないか、それとも、裁判所がイニシアチブをとつて自らの判断で紛争の解決に当たるべきか、という問題が起ころのである。そして、この論点に關して、両判決の見解には、以下のような違いが見られる。

まず、Gobitis 判決は、裁判所は教育政策上の問題を論ずるための場ではなく、個人の人種的・宗教的な特質を尊重しつつ、伝統的な民主主義の理想に対する忠誠を確保する上で、競合する考慮すべき要素のうちどれを優先するかを決定するのは裁判所の職分ではなく、そのような権限が裁判所にあると判示するならば、裁判所が本来教育委員会の果たすべき役割を担うことになってしまふ、と主張しており、<sup>(30)</sup> 裁判所が公教育をめぐる問題の解決に関与することに對して消極的な態度を採つている。

一方、Barnette 判決は、この点について次のように論ずる。すなわち、合衆国憲法第一四修正は州による侵害から市民の権利を保護し、教育委員会といえどもその適用の対象外とはならない。教育委員会の職務は、そもそも必要な要素を考慮してそれらの微妙な調整を行う必要があるため、その遂行に当たっては高度の裁量が認められねばならないけれども、いかなる職務でも権利章典が課す制限の範囲内で行わなければならない。教育委員会は、青少年が一人前の市民になるための教育に従事しているからこそ、個人の憲法上の自由を慎重に守らなければならない。そうでなければ、自由な精神の芽を摘んでしまうことになり、また、青少年は、自國の政治の重要な諸原理が実は单なる御題目

に過ぎないと考えるようになつてしまいかねないのである。<sup>(31)</sup>

「」に示した争点は、本件に限らず、学校における生徒の各種の権利をめぐる訴訟において常に問われるものである。確かに、教育現場において生じてくる問題に適切に対処するためには、教育に関する専門的な知識を必要とする場合が多いであろうし、とりわけ初等・中等教育の課程においては、児童・生徒が心身両面で未成熟であるため、特に慎重な対応が求められ教育専門的な判断を必要とすることになろう。したがって、裁判所に対しては、できる限り教育委員会の裁量を尊重することが求められるよう。」<sup>(32)</sup>のように教育という作用の特性から生じる教育委員会の裁量の尊重の必要性が、Gobitis 判決の強調するところであるが、その「と自体は Barnette 判決も否定はしていないのは右に見た通りである。しかし、問題は、そのような教育委員会の裁量の限界をどう考えるか、というところにある。

生徒の心身の未成熟性、および、学校教育の目的を達成する上での必要性という二つの見地から、生徒の人権には、一般の成人については認められない制限が課される場合があるとしても、生徒の憲法上の権利主体としての地位そのものを否定する」とまではできないはずである。たとえ制約を伴うとしても、生徒もまた憲法による権利の保障を受けるのである。そうであれば、教育委員会に権限行使にあたって広い裁量が認められるとしても、その裁量は無制約のものではなく、生徒の権利章典上の権利を侵害しない限りという制約を本来伴うものであるということになろう。<sup>(33)</sup>

すなわち、教育委員会は職務上であれ正当な理由なしに生徒の憲法上の権利を制限することは許されず、教育委員会がその限界を超えたかどうかといふことは裁判所による違憲審査の対象となるべきであろう。こうして考えてくると、教育委員会の裁量の尊重の必要性を説く一方で、憲法の権利章典によつてその裁量が限界付けられていることを明確

に指摘し、その点に関する裁判所の審査を肯定せず Barnette 判決の立場に、より説得力があると言えるのではないだろうか。

以上 Gobitis 判決と Barnette 判決の相違点に注目しておいたが、両判決の公立学校における国旗敬礼についての立場は、共通点がなく全く正反対のものであらうか。それは、Barnette 判決が、公立学校における国旗敬礼の実施そのものが憲法違反である、すなわち、いかなる態様のものであれおもや公立学校における国旗敬礼の実施は憲法上全面的に禁止されると言つてゐるのか、それとも、その一態様が憲法に違反する、すなわち、この場合、拒否に対する制裁によつて国旗敬礼の参加を強制する」とが憲法違反であると言つてゐるにとどまるのか、という点にかかっている。

この点に関して Barnette 判決の法廷意見は、公立学校において本件で問題となつた以外のやり方で国旗敬礼を実施することとが憲法上許容されるかどうかが明示的には述べていない。しかし、同判決の法廷意見は、愛国心を喚起する」といつながら歴史および合衆国の政治の組織と構造についてのありゆゑ」とを教えるよう州が要求することができるとこう趣旨のことを述べて、違憲性の問題を生ずる」となく州が一定の愛国心教育を実施する」とができるとこうことを確認している。また、同意見は、本件は生徒に対する信条の表明の強制に関するものであるとこうこと、及び、公務員が説得と模範によって推進する国民の团结は本件では問題となつていないとこうことをわざわざ断つてゐる。これらの」とから察するに、Barnette 判決は、公立学校において国旗敬礼の儀式を行つ」と自体を違憲であると決めつけているわけではなく、参加に関して生徒の自発性を尊重する形式での国旗敬礼の儀式を公立学校が実施する」

とまでは否定していない<sup>(38)</sup>、と思われる。公立学校における国旗敬礼および忠誠宣誓の儀式が憲法違反になるかどうかは、個々のケース<sup>(39)</sup>とに具体的な実施方法を検討して、それが個人の第一修正の権利を侵害するかどうか判断して決するところとなるであろう。

したがって、Gobitis 判決と Barnette 判決を隔てるポイントは、公立学校において国旗敬礼を実施する<sup>(40)</sup>ことが直ちに憲法に違反する<sup>(41)</sup>になるか、といつてもではなく、その国旗敬礼への参加を、不参加の生徒に対する懲戒処分およびその親に対する刑罰という手段を用いて、強制する<sup>(42)</sup>ことが生徒と親の憲法上の権利を侵害して違憲であるか、といつる<sup>(43)</sup>ことなのである。そして、アメリカ合衆国において学校が生徒に対し愛国心を育むための教育を行おうとする場合、国民の愛の対象となるその国は市民の権利・自由の保障を政治の基本原理の一つにしているのであるから、愛国心を喚起するために個人の権利・自由を犠牲にする<sup>(44)</sup>ことは矛盾であり許されないと<sup>(45)</sup>いうことになろう。そうであれば、Gobitis 判決と Barnette 判決を比較した場合、愛国心を喚起する手段としての国旗敬礼の強制を憲法違反であると認定した Barnette 判決のほうが妥当だと<sup>(46)</sup>いふことになるのではないか。

さて、最後に、Barnette 判決が、国旗敬礼の強制等の行為の違憲審査基準として、いわゆる「明白かつ現在の危険 (clear and present danger)」の基準<sup>(47)</sup>もしくはそれに類似の基準<sup>(48)</sup>を適用していくことに少し論及しておきたい。この点について、Frankfurter 裁判官は反対意見の中で、本件で問題になっている州の権限の合憲性を国家に対する危険の切迫性で判断する<sup>(49)</sup>とは、戦時における扇動的表現に関わる事例において用いられた「明白かつ現在の危険」の基準の起源と目的とをまったく誤解するのである、という批判を行っている。<sup>(50)</sup>この批判に加えて、「明白かつ現在

の危険」の基準は、本来、成人の表現活動について適用されたものであるといふ、成人と子どもの場合では、その判断能力が異なり、子どもは自己の行為から生じる結果を予測するのに十分な能力を具备していないことが多い<sup>(45)</sup>、子どもの表現活動については成人の場合に比べてより早い段階での公権力の介入を必要とする場合があるという点、そのような介入がなされたとしても、成人と子どもの場合では表現の自由のめの意義が異なり、良好な教育環境の維持とう利益がこれを正当化できる場合があるという点、さらに、学校においては、教育委員会および教職員の教育専門的な裁量の働く十分な余地を確保する」ともまた必要であるという点から考えて、生徒の第一修正の権利の侵害が問題となる事例に「明白かつ現在の危険」の基準を適用する、とには疑問の余地があつた。

(1) 合衆国憲法第一修正は、文言上、連邦政府による侵害から権利を保護する規定であるといふ、Gobitis 判決<sup>(46)</sup>と Barnette 判決において合憲性が問われているのは州の行為であるため、これらの事例においても直接適用される憲法の条項は、第一修正ではなく、第一四修正である。しかし、連邦最高裁は、一九二五年の Gitlow 判決 (*Gitlow v. New York*, 268 U. S. 652) を皮切りに、第一修正の権利保障規定が第一四修正のデュー・プロセス条項を介して州にも適用される立場を採ってゐておる (John E. Nowak and Ronald D. Rotunda, *Constitutional Law*, 5th ed., 397 (West Publishing Co., 1995))、本稿で取り上げた(1)の判例において実際に問題となつた権利は、第一修正が保障する権利であつた。

- (2) See, Recent Cases, *Constitutional Law — Power of School Board to Compel Pupils to Salute Flag*, 92 U. P. A. L. Rev. 103, 104 (1943).
- (3) Minersville School District v. Gobitis, 310 U. S. 586, 598 (1940).
- (4) *Id.* at 598-600.
- (5) *Id.* at 598.

- (6) *Id.*
- (7) *Id.* at 594-95.
- (8) *Id.* at 595.
- (9) West Virginia Board of Education v. Barnette, 319 U. S. 624, 634-36 (1943).
- (10) *Id.* at 642.
- (11) *Id.* at 632-33.
- (12) *Id.* at 639.
- (13) *Id.* at 633-34, 639.
- (14) *Id.* at 642.
- (15) See, Recent Decisions, *CONSTITUTIONAL LAW—Resolution of State Board of Education Compelling Salute to Flag Held Unconstitutional*, 32 Geo. L. J. 93, 96-99 (1943).
- (16) *Barnette*, 319 U. S. 646 (Frankfurter, J., dissenting).
- (17) *Id.* at 650.
- (18) *Id.* at 648.
- (19) *Gobitis*, 310 U. S. at 600.
- (20) *Barnette*, 319 U. S. at 649.
- (21) *Gobitis*, 310 U. S. at 598.
- (22) *Id.* at 600.
- (23) *Barnette*, 319 U. S. at 638.
- (24) *Id.* at 639-40.
- (25) *Id.* at 640-42.

(26) 合衆国における裁判所の違憲審査権と民主主義との関係をめぐる議論について、松井茂記『アメリカ憲法入門』[第二版]（有斐閣、一九九五年）八二一八七頁参照。

(27) アメリカ合衆国憲法第一〇修正は、「この憲法によって合衆国に委任されず、また州に対して禁止されていない権限は、それぞれの州または人民に留保される。」と規定する。（日本語訳は、樋口陽一・吉田善明編『解説 世界憲法集 第三版』（二）省堂、一九九四年）による。）

(28) 合衆国憲法が、教育に関する権限を連邦議会に与える規定を持たない」とから、このように解されている。（マーサ・M・マッカーシー／ネルダ・H・キャンブロン＝マカベ著 平原春好／青木宏治訳『アメリカ教育法——教師と生徒の権利』（二）省堂、一九九一年）一一頁。）

(29) 上原 崇『アメリカの生徒の権利と義務——生徒指導への法的アプローチ』（東信堂、一九八四年）六頁、マッカーシー／キャンブロン＝マカベ 前掲 一一一七頁。

(30) *Gobitis*, 310 U.S. at 598.

(31) *Barnette*, 319 U.S. at 637.

よりのべ、*Barnette* 判決のこの部分には学校における生徒の人権の保障という観点から特に注目すべき内容が含まれている。重複する部分となるが再び引用すれば以下の部分である。

「もしわれわれが自由な精神をその源で握りつぶし、青少年にわれわれの政治の重要な原則を單なる陳腐な言葉として見くびるよう教えてはならないのであれば、青少年に市民教育を行つてはならない」とが個人の憲法上の自由を細心に保護する理由になるのである。」

生徒は、学校に在籍することによって、学校外では受けることのない人権の制限を受ける。したがって、生徒の人権の制限について論ずる場合には、学校という環境の特殊性を考慮に入れる必要がある。その際、ややもすれば、学校という場は教育を行う場所であるから、生徒が人権を制限されるのは当然という考えに傾く恐れがある。右の判示は、こうした傾向に歯止めをかけるものといえる。すなわち、本判決によれば、教育委員会は、学校において将来の市民を教育しているからこそ、

生徒の人権を制限するにあたっては慎重でなければならぬ」ということになる。その意味で、本判決は、学校における生徒の人権の保障の理論を構築してゆく上で重要な原則を提示したといふことがやむを得ない。

実際においても、次の注(32)で言及すTinker判決は、生徒の第一修正の権利は学校環境の特別な性質に照らして適用されると、いう原則を示した (*Tinker v. Des Moines Independent Community School District*, 393 U.S. 503, 506 (1969)) 上で、生徒の表現の自由を限定的に捉える方向に向かうのではなく、それを広く認める判断を行つたのであるが、その原因の一つか、本判決の影響ではないかと思われる (*Tinker*判決は、*Barnette*判決の部分を引用している。*Tinker*, 393 U.S. at 507.)。

(32) 一例を挙げれば、州立学校において Darwin の進化論を教授する」とを禁止する Arkansas 州法の合憲性が争われた事件に関連して、連邦最高裁は、以下のよう述べて、教育委員会の裁量の尊重といふ要請と裁判所による憲法上の権利の保障といふ要請との調和点を示した。

「全般的に、わが国の公教育は、州と地方の当局者による管理に委ねられてゐる。裁判所は、学校制度の日常の運営において生じ、直接的に且つはあらと基本的な憲法上の価値に關係するのではない争いの解決に干渉しないし、あるいはやめなさい。」

(*Epperson v. Arkansas*, 393 U.S. 97, 104 (1968): 本判決において連邦最高裁は、当該州法は、第一四修正を介して州に適用される第一修正の政教分離条項に違反する、と判示した。)

また、公立学校の生徒の憲法上の権利の保障に関する代表的な判例において、連邦最高裁は具体的な事案の検討に先立ち、同裁判所が、一方で、教員と生徒の第一修正の権利を認めてきたのであるが、また一方で、州および教育委員会の包括的な権限を認め必要性を強調してきたといふ事実を指摘し、当該事案の解決には、矛盾をさむことだけれど一つの要請の調整が必要であることを示してゐる。(*Tinker v. Des Moines Independent Community School District*, 393 U.S. 503, 506-07 (1969): 本判決において連邦最高裁は、Vietnam 戦争に抗議するための黒い腕章を着用して生徒が登校するのを学校当局が禁止したりとは第一修正に違反する、と判示した。)

(33) 初宿正典・高橋正俊・米沢広一・棟居快行 [著]『いちばんやさしい憲法入門』(有斐閣、一九九六年)六一八頁(米沢広一執筆)参照。

(34) 注(32)で言及した Tinker 判決において、連邦最高裁は以下のように述べて、第一修正の権利の保障が学校内の生徒にもおよぶことを明記している。

「学校環境の特別な性質に照らして適用される第一修正の権利は、教員と生徒が行使できるものである。生徒または教員が校門で自分の言論なし表現の自由の憲法上の権利を放棄することは、ほとんど主張することができない。」

(Tinker, 393 U. S. at 506.)

(35) Barnette, 319 U. S. at 631.

(36) *Id.*

(37) *Id. at 640.*

(38) 「(判例ダイジェスト) 京都『君が代』訴訟」季刊教育法九二号(一九九三年)一五八頁、一六三頁。

なお、国旗敬礼・忠誠宣誓を生徒の自発的な意思に委ねる体裁をとった事例を扱った判例について、片山 等「公立学校における国旗敬礼と修正一条——West Virginia Board of Education v. Barnette (1943) 事件を中心とした」(11)『宮崎産業経営大学法学論集』卷二号(一九八九年)五五頁、六三一六四頁参照。

(39) Barnette, 319 U. S. at 631.

(40) *Id. at 633-34.*

(41) *Id. at 639.*

Barnette 判決の法廷意見は、ハリド「重大かつ直接的な危険 (grave and immediate danger)」ふくわいふくせんを用いて、「が、Frankfurter 裁判官はそれを「明白かつ現在の危険」の基準を採用したとして批判をしている。(Id. at 662-63 (Frankfurter, J., dissenting).)

なお、Barnette 判決の法廷意見は、意見表明を抑制するが憲法上許されるのを、州が防止し处罚する権限を与えら

れてくる種類の行為が行われる「明白かつ現在の危険」がその表現によって生ずる時だけであり、何らかの信条を意に反し  
て證あらわせたぬこと、「明白かつ直接的でかつ緊急の理由が必要となれば」という趣旨のいふを述べてゐる（*Barnette*, 319  
U. S. at 633）ので、「明白かつ現在の危険」の基準より厳格な基準を適用したよといふ讀め。

- (42) Schenck v. United States, 249 U. S. 47 (1919).
- (43) *Barnette*, 319 U. S. at 662-63 (Frankfurter, J., dissenting).
- (44) John H. Garvey, *Children and the First Amendment*, 57 Tex. L. Rev. 321, 349, 356 (1979).
- (45) *Id.* at 338-51,
- たゞ、この点は闇として、別稿で検討する予定である。
- (46) *Id.* at 356.

#### 四 む か び

以上、アメリカ合衆国における国旗敬礼と忠誠宣誓をめぐる一九四〇年代前半の二つの連邦最高裁判例の内容を概観し、両者を対比させてその特徴を分析しておだが、これの判決は、われわれがわが国における愛國心教育のあり方を考えしゆへ上で参考となる。合衆国とわが国では、歴史的・文化的背景が異なる、国旗と国歌の法的な位置付け・国旗と国歌に対する国民感情などの面でも違があるなど様々な事情の相違があるため、合衆国の判例理論がそつくりそのままわが国において通用しないとしても、日米両国は、思想の自由・信教の自由・表現の自由などの個人の人権の保障を憲法の基本原理としているところだけは一致しており、国旗・国歌をめぐって生ずる憲法問題に

ついての基本的な考え方には共通するものがあるはずである。

Barnette 判決は、公立学校において国旗敬礼・忠誠宣誓の儀式を行うことと自体を憲法違反とするのではなく、不参加の生徒およびその親に対する制裁を規定することによって生徒に参加を強制することが、個人の第一修正の権利を侵害し憲法違反であると断じている。これは、別の言い方をすれば、公立学校において国旗敬礼・忠誠宣誓を行う場合には、生徒およびその親の第一修正の権利を最大限尊重する配慮が必要である、ということになろう。このルールは、わが国の学校における国旗および国歌の取り扱い方にも妥当すると思われる。すなわち、わが国において、公立学校の行事のなかで国旗掲揚および国歌斎唱を行うとすれば、その実施に際して生徒およびその親の思想の自由・宗教の自由・表現の自由など憲法上の権利を最大限尊重する配慮が必要となろう。この配慮が不十分であれば、憲法違反の問題が生ずることになろう。合衆国の場合とは異なり、わが国においては、愛国心教育をめぐる法的問題が、教員が学校行事の際に国旗敬礼・国歌斎唱の実施への協力を拒んだことを契機として表面化することが多いが、教員との関係においても、その思想・信条の自由などに対する十分な配慮がなされるべきである、というのが憲法の要請であろう。

さて、最後に、合衆国とは異なるわが国特有の問題を確認しておきたい。それは、合衆国の場合、Gobitis 判決にしても Barnette 判決にしても国旗の法的正統性は争点となつていいのに對して、わが国の場合、第一章（はじめに）で触れたように、そもそも「日の丸」・「君が代」の国旗・国歌としての法的正統性が論争の種となつていて<sup>(1)</sup>いるといふ」とある。このうち「日の丸」についてはそれを国旗と定める法的規定が必ずしも存在しないわけではないが、

いざれにしろ両者ともに法律によつて国旗・国歌と定められているわけではない。<sup>(2)</sup> 国が、どのような方式によるものであれ学校行事において「日の丸」掲揚・「君が代」斉唱を行つよう指導してゆくといふのであれば、(愛国心の大切さを説きながら自国の国旗・国歌をきちんと法制化すること)を怠つてゐるのはいかがなものかという素朴な疑問は別としても、これは国民の精神的自由や教育を受ける権利など基本的権利にかかるものなのであるから、やはりまず第一に国旗・国歌を法制化してその後に学習指導要領によつて指導を行うという過程をたどるべきではないだろうか。

アメリカ合衆国において、連邦最高裁が *Gobitis* 判決と *Barnette* 判決とふう短期間の間に下された二つの判決において、同一の問題について判断を変更したといふことについては法的安定性という観点から批判もある。しかしながら、一旦は公立学校における国旗敬礼・忠誠宣誓の強制を合憲であると決定した連邦最高裁が、戦況が次第に有利に展開しつつあったとはいえ、戦時にもかかわらず冷静に、市民の権利の保障が合衆国の政治の基本原理であるという原点に立ち返つて再考し判例変更を勇断したという経験から今われわれが学ぶべき」とは決して少なくないであろう。

- (1) 『日の丸・君が代と新学習指導要領』(エイデル研究所、一九九〇年) 一二九—一二四頁参照。
- (2) 『日の丸・君が代と新学習指導要領』前掲 八九—九二頁参照。